

議案第 8 号

大牟田市職員の勤務等に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

大牟田市職員の勤務等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市職員の勤務等に関する条例等の一部を改正する条例
(大牟田市職員の勤務等に関する条例の一部改正)

第 1 条 大牟田市職員の勤務等に関する条例（平成 7 年条例第 2 0 号）の一
部を次のように改正する。

第 1 6 条の 3 第 1 項中「申告、請求」を「請求、申告」に、「（次条に
おいて）」を「（以下）」に改める。

第 1 6 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 1 6 条の 5 任命権者は、大牟田市職員の育児休業等に関する条例（平
成 4 年条例第 4 4 号）第 2 2 条第 1 項の措置を講じるに当たっては、同
項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」とい
う。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号におい
て「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるため
の措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するた
めの措置
- (3) 大牟田市職員の育児休業等に関する条例第 2 2 条第 1 項の規定によ
る申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況
に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想
される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する
事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において
「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる
措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号におい

て「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(大牟田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 大牟田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第18条の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。

第18条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(大牟田市単純な労務に従事する職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 大牟田市単純な労務に従事する職員の給与に関する条例(昭和32年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

(大牟田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 大牟田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 1 条の規定による改正後の大牟田市職員の勤務等に関する条例第 1 6 条の 5 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 2 条の規定による改正後の大牟田市職員の育児休業等に関する条例第 1 8 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児に係る部分休業の取得形態の多様化に係る関係規定の整備並びに仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員への周知及び意向確認等の措置を行うため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。